

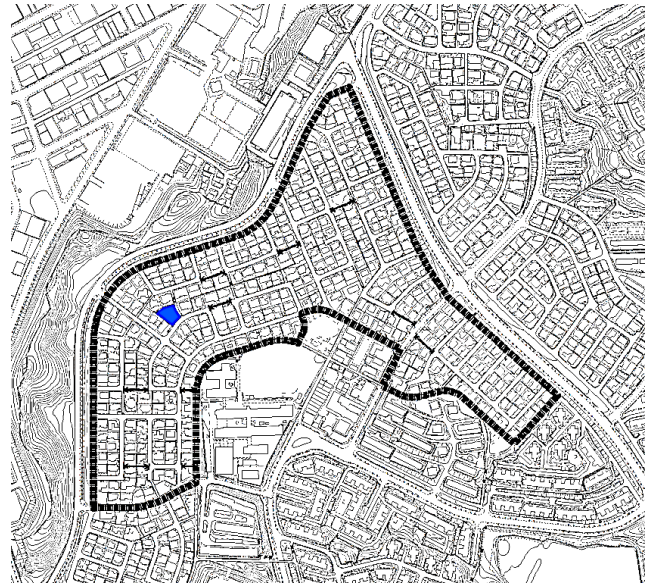
《新千里北町2丁目地区地区計画》

注) このパンフレットは「新千里北町2丁目地区地区計画」の概要を説明したものです。詳しくは、計画書、計画図、条例をご覧ください。

1. 建てることが出来る建築物の用途

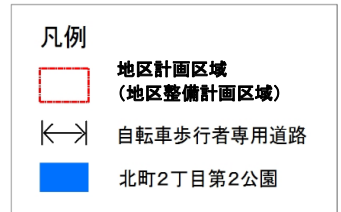
- ①住宅（2戸までの長屋も可。ただし、民泊を除く。
以下同じ。）
- ②兼用住宅※（住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの）
- ③グループホーム（200㎡未満）
- ④自治会館等の集会所
- ⑤診療所（住宅の用途を兼ねるもののうち患者の収容施設を有しないものに限る。）
- ⑥防災備蓄倉庫等
- ⑦前各号の建築物に附属するもの

※兼用部分の床面積が50㎡以内かつ延べ面積の1/2未満のもの



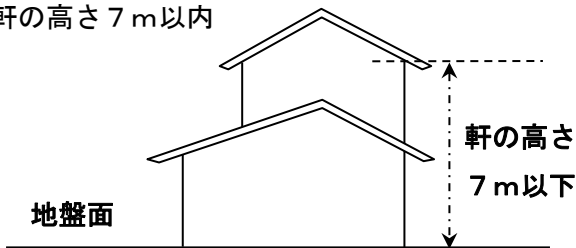
2. 建築物の敷地面積の最低限度

- (1) 230㎡
- (2) 敷地面積の最低限度の適用除外
 - (1) が定められた時に、すでに建築物の敷地として使用されている土地などで、その全部を一の敷地として使用するもの



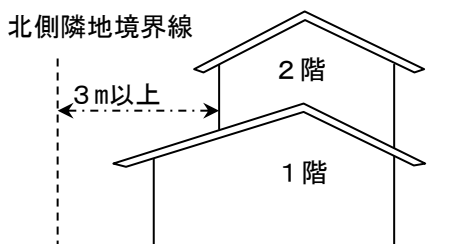
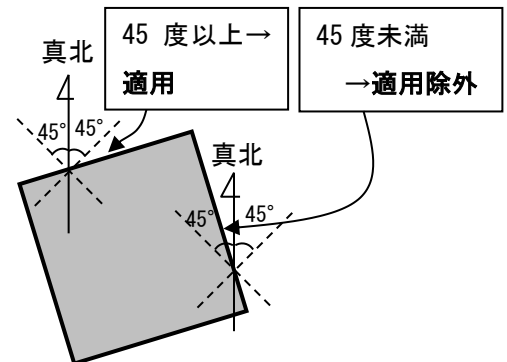
3. 建築物の高さの最高限度

軒の高さ7m以内



4. 壁面の位置の制限

- (1) 建築物の2階の外壁またはこれに代わる柱の面から北側隣地境界線（道路境界線を除く）までの距離は3m以上
- (2) 壁面の位置の制限の適用除外
 - ①真北方向に対する水平角度が45度未満の角度の隣地境界線
 - ②計画図に示す自転車歩行者専用道路に接する隣地境界線
 - ③北町2丁目第2公園に接する隣地境界線



新千里北町2丁目地区計画区域では、地区計画の他、地元自治会が運営する『自治会申し合わせ』があります。内容については、自治会までお問合せください。